

受付月	分類	件名	市民の声の内容の概要 (公表用)	担当課	回答(対応)内容の概要 (公表用)
4月	子ども・教育	放課後児童クラブについて	<p>校区外通学の許可を得て3月まで児童クラブで息子がお世話になり、私は県外出身で医療に携わっている父親です。今年度から校区外通学で通う者は、児童クラブへの入会は空きが出るまで待機との連絡を受けました。</p> <p>①なぜ今年度からなのか？ また、②なぜその決定通知が3月23日付けであったのか？ そして、③春休みだけでも受入れを配慮していただけなかったのか？ 今回の対象が6歳からとなる子供達だけに理解に苦しむ点がございませう。</p> <p>既に春休みに入っておりますが、4月から学童クラブを利用困難になるに伴い、昨日から子供達だけで自宅で過ごしております。</p> <p>しかし、このような事例は予測され、校区外だけの理由で、通知のみで周知する方策には理解し難く、不安を煽るだけで、何らかの説明があっても良かったのではと考えます。</p> <p>私共は共働きで緊急時の事を最優先事項と考え、妻の祖母の自宅のある校区に校区外通学を希望して現在に至ります。</p> <p>また、より掘り下げた背景は調査書に記しておりますが、私は県外出身で身近に親類は不在、妻は片親に伴い預け先とした祖母も医療従事者で日々勤務しております。</p> <p>このような家庭環境者は校区内に転校することがより良いのか、これが解決する最善の策であるのか家族で自問自答しております。</p> <p>最後に長々と記しましたが、④今回の校区外の児童クラブに入会困難者の家族背景などは関係しているのか、していないのか①から④まで回答をお願いいたします。</p>	子ども育成課	<p>放課後児童クラブに関してのご意見をいただきましたので、回答させていただきます。</p> <p>まず、なぜ今年度から審査方法が変わったのかということですが、これまで、校区外という理由で審査は行っておりませんでした。しかし、近年、定員超過の申込みがあるクラブでは、校区外の低学年が入会し、校区内の児童が待機となってしまう状況が起こっており、こういった待機児童の解消のため、校区外の中でも「預け先がある」という理由で校区外を認められた児童については、定員に空きがある場合に入会のご案内をさせていただくよう入会審査の変更を行いました。</p> <p>入会審査の変更については、令和3年度入会案内に記載をし、また令和2年度から継続利用希望の在会児童への入会案内には、別途、お知らせ文書を挟んで周知をさせていただいたところですが、2月以降の入会申込及び転入の方などの入会審査を行う必要などもあることから、新年度入会についての最終通知は3月下旬となっております。</p> <p>また、春休み中の受入れについてですが、児童クラブの入会は、学年末の3月31日までとなっております。4月1日には新入生の受入れもあるため、新年度の入会決定がない場合、3月31日で退会となります。</p> <p>最後に校区外の方の入会審査についてですが、定員に空きがあり校区外の方の入会審査を行う場合は、家族背景も考慮させていただいております。審査基準として学年、保護者の就労状況等、その他の事情も鑑みて入会決定しております。</p>

6月	子ども・教育	2人親の給付金について	<p>今年2人目を出産した者です。低所得の2人親への給付金が決まったようですが、我が家はギリギリ低所得にはなりません。主人の収入だけで毎日苦しい生活をしています。働きたくても小さな子供がいるのと、コロナでどこも雇ってられません。2人親でも片親の収入の家庭にも給付金をお願いしたいです。それが出来ないのであれば、子供がいても働ける場所をください。主人の収入だけではやっていけません。</p>	子育て給付課	<p>「2人親の給付金」につきまして、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ○〇様におかれましては、現在、2人のお子さんの子育てで戸惑いもある中、家事の負担や家計のやりくりなど、日常生活の中で毎日大変な思いをされていることと存じます。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、外出自粛や、マスク着用や手洗い消毒の徹底等、新しい生活様式に対応しながら、ご家族を支えていらっしゃる状況とお察しいたします。 ご意見をいただきました「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯分)」は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、国の全国一律の支援として、給付金を支給するものです。令和3年4月分の児童手当受給者の方で、かつ、令和3年度分の住民非課税均等割が非課税であることが要件の一つになっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少等で家計が急変し、令和3年度分の住民非課税均等割が非課税である方と同様の事情にあり一定の収入基準を下回る方についても、申請をすれば、給付金を受け取れる場合があります。現在、ご案内の準備を進めているところですので、詳細が決まり次第、高知市子育て給付課のホームページ等で掲載するよう予定しております。 上述の給付金のほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する支援につきましては、高知市ホームページや広報紙「あかるいまち」等で、引き続きお知らせする予定ですので、随時ご確認いただけたらと思います。 ○高知市ホームページ「【市民の皆さんへ】新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援一覧」 URL: https://www.city.kochi.kochi.jp/site/kochi-corona/corona-support-forcitizen.html なお、求職に関しましては、ハローワーク高知2階の「マザーズコーナー」では、子育てをしながら就職を希望されている方に対して、個人のニーズに合わせたきめ細やかな各種支援を行っております。また、ご相談時には、キッズコーナー、授乳室等をご利用いただけるほか、保育・託児サービスの情報提供等もありますので、もしよろしければ、一度お問い合わせをいただけたらと思います。 ○ハローワーク高知2階 マザーズコーナー(高知市大津乙2536-6) 電話088-878-5326 8時30分～17時15分(12時～13時は除く。) また、市内保育所では、昼間働く方等のお子さんをお預かりしており、現在の空き状況としましては、受入可能な施設等もありますので、詳しくは高知市保育幼稚園課までお気軽にお問合せください。 ○高知市保育幼稚園課 電話088-823-4012 8時30分～17時15分</p>
7月	子ども・教育	保育料について	<p>保育園から中学生までの4人の子供がいます。生活保護に準ずる世帯に該当するため就学援助を受けていますが、子供が4人もいるのに同時入所ではないため保育料は47,000円も支払っています。保育料が家計を圧迫して生活がかなり厳しい状態です。保育料と就学援助が矛盾しているのはなぜですか。少子化と言われている今の時代に、高知市はなぜ子育て世帯に厳しいんでしょうか。</p>	保育幼稚園課	<p>保育料につきましては、国の定める徴収規準額表の所得区分に応じて決定されており、全国的に同じ制度で運用されています。 本市では、国の保育料徴収規準額表の所得区分が8階層であることに対して、独自の保育料の軽減措置として所得区分を15階層とし、さらに各階層で保育料を国の基準額より低く設定して保護者の負担軽減を図っています。 また、多子世帯の保育料の軽減につきましても、同時に2人以上入所している場合には、国が2人目を半額としていることに対して、平成26年度から2人目以降を無償化しており、さらに、副食費(おかず・おやつ代)につきましても、令和元年10月から月額4,500円を上限に減免することで、保護者の負担軽減を図っています。 その他にも、7時30分からの早朝保育や19時までの延長保育の実施拡大に取り組むなど、保護者の負担軽減に向けて、高知市独自で取り組みを進めています。 そうしたことから、現時点におきましては、全ての保護者の負担軽減を図りながら、同時に2人以上入所している世帯の負担軽減を図っている状況であり、高知市の財政事情からも、今以上に多子世帯への減額の拡大を図ることは困難な状況ですので、ご理解をお願いします。</p>

8月	子ども・教育	高知市教育委員会の定例会について	<p>たかじょう庁舎6階で開催されました高知市教育委員会の定例会(令和3年8月)において、各担当者の報告以外は質疑等のやり取りの声が小さくて、最後尾の傍聴席ではほとんどともに聞き取れず、大変残念でした。マスク越しの会話ということもありますが、次回からマイクを使用するなど、傍聴者への配慮をお願いします。</p>	教育政策課	<p>令和3年8月24日にたかじょう庁舎6階大会議室で開催しました「第1254回高知市教育委員会8月定例会」におきましては、事務局の配慮不足により、聞き取ることができない状況となり、大変申し訳ございませんでした。教育委員会定例会につきましては、通常、定員20名程度の広さの会場である、たかじょう庁舎5階の会議室(北)において開催しております。しかしながら、8月定例会を開催するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対策としまして、より広い会場に変更し、事務局側の席の配置も間隔を取るよういたしました。また、本来であれば、マイクの使い回しがないように教育委員それぞれにマイクを確保し、定例会の開催をすべきでしたが、マイクの確保ができなかったことから、マイクを使用せずに開催することとなり、傍聴の方に不快な思いをさせてしまうこととなりました。今後はこのような事態とならないように努めてまいります。</p>
9月	子ども・教育	幼稚園料や副食費について	<p>幼稚園料や副食費等、子供にかかるお金は共働きの方から徴収すべきではないですか。共働きと片親だけの収入の家庭が、同じように幼稚園料や副食費を支払うのはおかしくないですか。片親だけの収入の世帯で、年収500万以下の家庭への支援をしてください。また、不服申立てをするにはどうすればいいでしょうか。</p>	保育幼稚園課	<p>幼児教育・保育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。そのため、子どものための教育・保育給付認定のうち、教育認定(1号認定)を受けて、認可の幼稚園・認定こども園などの特定教育施設を利用される満3歳以上の就学前のお子さんの幼稚園料は無償となっています。副食費については、これまで施設による徴収等で保護者が負担してきた経緯があるほか、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事も自己負担されていることを踏まえて、各施設が保護者から徴収可能なものとして位置付けられています。また、国の定める基準である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、年収360万円未満相当世帯等については免除の対象となっています。今回お問い合わせのあった副食費の免除が解除となった件については、令和3年8月分までの副食費については令和2年度の市町村民税の課税状況をもとに、令和3年9月からの副食費については令和3年度の市町村民税の課税状況をもとに免除の対象となるか否かの決定をしており、年収360万円未満相当世帯等に該当しなくなったことから副食費の免除が解除となったものです。</p>